

令和 8 年度 (2026年度) 西部地区再整備事業の取組について

1 重点プロジェクト

(1) 共創のまちぐらし推進プロジェクト

① 函館西部まちぐらし共創サロン

- ・市民やまちづくりに関わる参加者が西部地区の未来について考え、語り合う場として、市および株式会社はこだて西部まちづくRe-Designの共催（協力：函館市西部地域振興協議会）により令和 4 年（2022年） 7 月から開催
- ・今年度 1 回目の共創サロンは、以下のとおり開催

【函館どつく見学会】

- ・開催日時： 6 月13日（土）
- ・開催場所：函館どつく株式会社
- ・開催内容：「ものづくりから西部地区の未来を考える」をテーマに、西部地区への関心を深める機会として現場見学会を実施
- ・連携団体：函館どつく株式会社
- ・参加人数：25名



② 民間主体の取組に対する後押し

- ・市民等のまちづくりへの関心を高め、市民等の創意工夫によるまちぐらしの実現に向けた取組を促進
- ・北海道函館西高等学校の探究学習への協力を令和 4 年度（2022年度）から継続中、今年度は 1 年次前期のフィールドワーク等への伴走支援のほか、 3 年次探究発表会を講評
- ・地域住民や学生等で構成する「くらしのデザインラボ」の活動への参加を令和 7 年度（2025年度）から継続中

(2) 既存ストック活性化プロジェクト

① 重点整備街区再整備事業

- ・過年度に未接道などが解消された敷地 1 8 筆
- ・今年度、権利者等と調整中の敷地 9 筆

② 民有不動産再整備活用事業

■ 歴史的建造物の利活用促進

- ・未利用となっている歴史的建造物を魅力ある施設として活用する取組を支援するため、内部改修に要する経費の一部を補助する制度を令和 7 年度に創設
- ・令和 7 年度 活用実績 1 件（古稀庵の利活用）



■ 所有者不明の建物等調査支援

- ・西部地区都市景観形成地域において、登記簿情報だけでは所有者が判明せず所有者調査が困難な場合に、市が調査を支援
- ・令和 7 年度 1 1 件の調査 ⇒ 4 件のマッチング成立
- 令和 8 年度（6 月末時点） 1 件の調査 ⇒ 1 件のマッチング成立

③ 公有不動産再整備活用事業

- ・西小・中学校跡地およびともえ団地跡地について、令和 7 年度から通年でサウディング型市場調査を継続中

（単位：件）

|             | 西小・中学校跡地 |   | ともえ団地跡地 |   |
|-------------|----------|---|---------|---|
| 問合せ         | 令和 7 年度  | 8 | 令和 7 年度 | 2 |
|             | 令和 8 年度  | 1 | 令和 8 年度 | 0 |
| サウディング型市場調査 | 令和 7 年度  | 2 | 令和 7 年度 | 2 |
|             | 令和 8 年度  | 0 | 令和 8 年度 | 0 |

※令和 8 年度は 6 月末時点の件数

※西小・中学校跡地の一部において道営住宅工事中（令和 9 年（2027年） 3 月竣工予定）

### (3) 町会活性化プロジェクト

- ・令和8年度は、これまでの単独町会を対象としたモデル町会方式にとらわれることなく、共通の課題を抱える町会同士の連携や地域内外の団体・企業等との連携を促すこととし、取組内容について検討中

## 2 株式会社はこだて西部まちづくRe-Design

### (1) 会社設立の経緯

- ・西部地区再整備事業を推進する民間実施団体として、官民共同出資により設立
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）および観光遺産産業化投資事業有限責任組合（以下「REVICファンド」という。）から時限的に取締役派遣および出資（REVICファンド解散：令和9年6月）
- ・支援終了に伴い、地域主体による安定的な経営体制への移行が必要

### (2) REVIC支援終了後の新たな運営体制

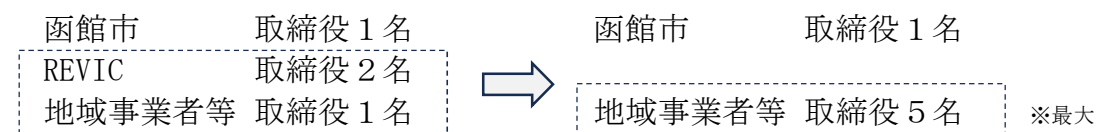
#### ① 出資構成

- ・REVICファンドの保有株式は地域事業者等に有償譲渡



#### ② 取締役構成

- ・REVICによる取締役派遣の終了に伴い、地域事業者等から選出



#### ③ 運営体制

- ・REVIC派遣の取締役を中心に運営してきたが、支援の終了に伴い、今後は地域事業者等を中心とした運営体制に移行



## 3 歴史的風致維持向上計画

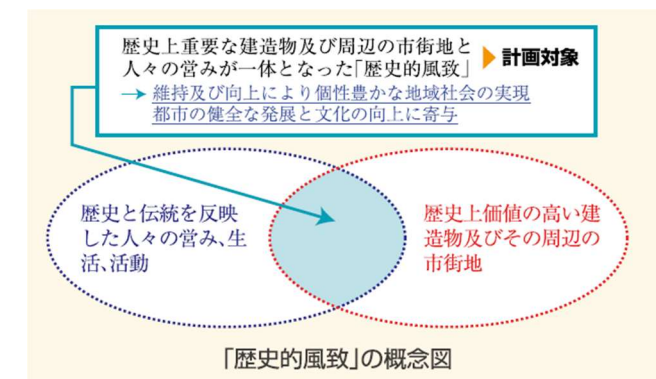
### (1) 概要

- ・市町村が地域に残る歴史的建造物や伝統文化、歴史的景観を保全・活用しながら魅力あるまちづくりを進めるために策定する計画
- ・平成20年（2008年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づいて創設
- ・従来の文化財保護が「建物や文化財そのものの保存」を中心としていたのに対し、この計画では、歴史的建造物、歴史的な町並み、伝統的な祭り・行事、地域住民の暮らしおよび文化を一体的に捉え、地域全体の魅力向上を目指す
- ・計画が国の認定を受けることで、各種支援制度および補助事業を活用しながら、歴史を活かした持続可能なまちづくりを推進することが可能



### (2) 歴史的風致

- ・「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（歴史まちづくり法第1条）しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念
- ・単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史および伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復元や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている



### (3) 計画策定の目標年月

- ・令和10年（2028年）3月



## 4 景観啓発

### (1) 景観まちづくりフォーラム

- ・西部地区の歴史的町並みや美しい景観を再認識し、景観に対する市民意識の醸成を図ることで、西部地区ならではの魅力を将来にわたり受け継ぐことを目指して令和6年度（2024年度）とおよび令和7年度は函館景観まちづくり協議会との共催により実施
- ・今年度は函館景観まちづくり協議会とともに実行委員会を設立し、メンバーを一般公募で募集したうえで企画内容を検討中
- ・開催日時：10月3日（土）
- ・開催場所：函館市地域交流まちづくりセンターほか

※詳細は、実行委員会にて検討中

### (2) 開港5都市景観まちづくり会議

- ・安政5年（1858年）に開港港に指定された函館，横浜，神戸，長崎および新潟の5都市の市民が，景観，歴史，文化および環境などを大切に守り，愛着をもって育て個性豊かで魅力あるまちづくりを行うため，相互に交流を深め，課題を協議し，開港5都市のまちづくりの推進に資することを目的に，平成5年（1993年）から持ち回りで開催
- ・今年度は長崎市にて開催され，函館景観まちづくり協議会とともに参加予定
- ・開催日時：10月31日（金）～11月2日（月）
- ・開催場所：長崎市役所ほか

### (3) 函館市都市景観賞

- ・都市景観の形成に寄与したと認められる建築物等その他の物件の所有者等，設計者，施工者その他関係者または都市景観の形成に貢献したと認められるものを表彰しており，平成7年度（1995年度）から実施（前身の西部地区歴史的景観賞は平成元年度（1989年度）から実施）
- ・今年度は5月1日（金）から7月31日（金）まで募集中